

こうち外国人材優良サポート事業者認証制度 実施要綱

(目的)

第1条 県内事業者において外国人材が「暮らしやすい」「働きやすい」「学びやすい」環境づくりを推進するため、積極的に取り組みを行う事業者を認証するとともに、その取り組みを情報発信することで、外国人材の受入れ・定着促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、企業、法人、団体、個人事業主をいう（国及び地方公共団体を除く。）。
- (2) 「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表及び5の表並びに別表第2に定める在留資格のうち、この要綱の別表第1に定める在留資格を有する者をいう。

(申請者の要件)

第3条 知事は、次の各号に掲げる要件にすべて適合する事業者を認証するものとする。

- (1) 県内の本社又は事業所で外国人材を雇用している事業者
- (2) 過去に出入国又は労働に関する法令に関して不正又は不当な行為をしていない
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと
- (5) 地方税の滞納がない

(申請)

第4条 認証（新規・更新）を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による申請書に必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 申請書を提出できる期間（以下「申請期間」という。）は、知事が別に定める。

(審査)

第5条 知事は、前条に基づく申請書が提出された場合は、書類審査を行うとともに、事業所を訪問し、事業者及び外国人材へのヒアリングを実施するものとする。

(認証等)

第6条 知事は、前条による審査を経て、認証事業者として認証したときは、別記第2号様式による認証書を交付するものとする。

2 認証期間は、認証日から起算して3年間とする。

3 知事は、認証した事業者名や認証の取り組み等について、県のホームページ等で広く周知を図るものとする。

(認証期間の更新)

第7条 認証期間の更新を行う場合は、認証期間満了日の属する年度における認証期間満了日前の申請期間内に、別記第1号様式に必要な書類を添付し、改めて申請を行い、審査を受けるものとする。

(認証マーク)

第8条 知事は、第6条により認証した事業者に対し、認証マークを交付する。

2 認証マークの取扱いについては、別に定める「こうち外国人材優良サポート事業者認証マーク使用要領」によるものとする。

(変更の届出)

第9条 認証事業者は、申請内容に関して、次のいずれかの事項に変更が生じた場合は、速やかに別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の代表者氏名
- (3) 事業者の所在地
- (4) 第3条に定める認証要件に関すること

(認証の取消し)

第10条 次の各号いずれかの事項に該当したときは、認証を取り消すものとする。

- (1) 第3条に定める認証要件を満たさなくなったとき
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたことが判明したとき
- (3) その他、認証事業者として適当でないと認められたとき

2 前項に基づき認証を取り消された事業者は、速やかに知事に認証書を返納しなければならない。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、商工労働部商工政策課において所掌する。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

別表第1（第2条関係）

要綱第2条第2号に定める在留資格は、次のとおりとする。

入管法別表第1の5の表に定める特定活動のうち、入管法第7条第1項第2号の規定に基づき入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第16号、第17号、第20号から第22号まで、第27号から第29号まで、第32号、第33号、第35号から第37号まで、第42号、第44号及び第46号の活動に従事する者

こうち外国人材優良サポート事業者認証申請書（新規・更新）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所 在 地
名 称
代表者役職・氏名

こうち外国人材優良サポート事業者認証制度実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、申請における認証要件を満たしていることを誓約します。

種別	☐ 新規 ☐ 更新（認証番号 第 号）			
業種				
従業員数	人（令和 年 月 日現在） うち外国人従業員 人			
外国人従業員の 在留資格・国籍・主な業務 ※記入例	技術・人文知識・国際業務： ○人 〔国籍：ベトナム、インドネシア 〕 〔主な業務：商品開発、営業 〕			
	特定技能： ○人（特定技能1号 ○人、特定技能2号 ○人） 〔国籍：フィリピン、ミャンマー 〕 〔主な業務：機械加工 〕			
	技能実習： 人 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
	その他： ○人（在留資格：日本人の配偶者等 ） 〔国籍：ネパール 〕 〔主な業務：通訳 〕			
担当者	氏名		所属・役職	
	電話		E-mail	

<添付書類>

- （1）認証要件チェックリスト
※別紙1：技能実習、特定技能1号のみを雇用している事業者用
別紙2：特定技能2号、技術・人文知識・国際業務、その他の在留資格者を雇用している事業者用
- （2）県内の本社又は事業所において外国人材を雇用していることを証する書類
※外国人従業員1名分以上の労働条件通知書や健康保険証等の写し
- （3）県税及び市町村税に関する納税証明書（滞納がないことを証する証明書又は完納証明書）

認証要件チェックリスト

事業者名	
------	--

○該当箇所にチェックを入れてください

○必須項目は全て実施していることが必要です

《暮らしやすい環境づくり》

暮らしの支援等		実施	未実施
1	【必須】生活面での事業者が行った指導や支援について、外国人従業員が十分理解できるまで、定期的に声かけや確認を行っている。	☐	☐
2	運転免許証の切り替えや取得手続きを支援している。	☐	☐
3	現物支給（米、野菜等）や自家菜園ができるように畑を提供する等の支援を行っている。	☐	☐
4	高知県の防災アプリをインストールさせる等、防災対策を行っている。	☐	☐

住環境の整備等		実施	未実施
5	【必須】個室の居住スペースを確保している。 （カーテン等による間仕切りも含む）	☐	☐
6	住居に Wi-Fi 環境を事業者が整備している。	☐	☐
7	住居にエアコン等の冷暖房設備を事業者が整備している。	☐	☐
8	住居に洋式トイレを事業者が整備している。	☐	☐
9	通勤や移動用として、バイク等を無償で貸与している。	☐	☐

困りごとへの対応		実施	未実施
10	【必須】外国人従業員が困った時等、いつでも連絡（電話、メール、SNS 等）が取れる体制を整備している。	☐	☐
11	通訳者の配置や翻訳機の導入等により、外国人従業員と日本人従業員がコミュニケーションを取りやすい体制を整備している。	☐	☐

地域との交流等		実施	未実施
12	【必須】スポーツや文化活動に参加できるよう、情報提供や手続きの支援等を行っている。	☐	☐
13	定期的に商業施設等へ送迎を行う等、余暇を楽しむ支援を行っている。	☐	☐

《働きやすい環境づくり》

業務内容の分かりやすい説明等		実施	未実施
14	【必須】業務における事業者が行った指導や支援について、外国人従業員が十分理解できるまで、定期的に声かけや確認を行っている。	☐	☐
15	雇用時に外国人従業員が理解できる方法（例：英語や母語、やさしい日本語、動画等）により、業務内容や社内規定、作業マニュアル等の説明を行っている。	☐	☐
16	会議や打ち合わせを行う場合、資料の翻訳や日本語のルビ振りのほか、発言の機会を意識して作る等の工夫をして、議論に参加できるように努めている。	☐	☐
17	メンター制度（先輩従業員とのペアによる支援制度）を導入している。	☐	☐

評価制度の導入等		実施	未実施
18	【必須】勤務年数や業務実績等に応じて昇給する制度の導入や、賞与や一時金等を支給している。（事業者負担による食事会の開催等含む）	☐	☐
19	雇用開始時に昇給や昇進等の説明を行う等、外国人従業員のモチベーションを向上させている。	☐	☐
20	外国人従業員がキャリアアップできる制度を導入している。	☐	☐

相談体制等		実施	未実施
21	【必須】宗教や慣習の違いに配慮が必要なこと等、外国人従業員に確認するとともに、日本人従業員にも理解を促している。	☐	☐
22	業務内容や職場での人間関係等を気軽に相談できる体制を整備している。	☐	☐

受入環境の整備		実施	未実施
23	【必須】日本人従業員を含めた従業員同士による懇親会等の交流機会を設けている。	☐	☐
24	外国人従業員の受け入れ・育成に関するマニュアルやガイドラインを作成し、経営陣や人事・育成担当者に対して研修を行っている。	☐	☐
25	日本人従業員に対して、外国人従業員とのコミュニケーションを円滑にするために、語学研修（「やさしい日本語」を含む）を行っている。	☐	☐
26	外国人従業員に対して、日本や地域の文化を理解してもらうための情報や資料を提供している。	☐	☐
27	外国人従業員の母国の風習に合わせた休暇や休憩時間の取得に配慮している。	☐	☐
28	帰省等に対応するための長期休暇制度を設けている。	☐	☐
29	一時帰国（帰省等）する際に、渡航費の一部を支給している。	☐	☐
30	外国人従業員の母国を訪問し、生活環境の調査等を行い、働きやすい職場の整備に活かしている。	☐	☐

《学びやすい環境づくり》

学習環境の整備		実施	未実施
31	【必須】日本語学習やスキルアップ（技能試験等）のための情報提供や教材の無償提供（貸与）を行っている。	☐	☐
32	勤務時間内に、研修等の一環として、日本語教育を行っている。	☐	☐
33	日本語能力試験の合格や資格取得に対して、昇給や手当の支給を行っている。	☐	☐
34	資格試験を受験する際に、交通費を支給している。	☐	☐

《その他の独自の取り組み》

※「その他の独自の取り組み」については、県の審査に基づき、1項目につき1点が加算されます。

【暮らしやすい環境づくり】（加点は2点まで）
（例）・運転免許証の取得費用の一部を支給している。 ・家具や家電を支給している。
【働きやすい環境づくり】（加点は2点まで）
（例）・外国人従業員の心情や悩み等を把握するために、交換日記を行っている。 ・外国人従業員を夫婦で受け入れている。
【学びやすい環境づくり】（加点は2点まで）
（例）・自習や勉強会を行うため、事業所の部屋を提供している。

【認証基準】（1項目につき1点）

- ・ 1つ星：評価点数 24～27 点
- ・ 2つ星：評価点数 28～31 点
- ・ 3つ星：評価点数 32 点以上

認証要件チェックリスト

事業者名	
------	--

○該当箇所にチェックを入れてください

○必須項目は全て実施していることが必要です

《暮らしやすい環境づくり》

暮らしの支援等		実施	未実施
1	【必須】生活面での事業者が行った指導や支援について、外国人従業員が十分理解できるまで、定期的に声かけや確認を行っている。	☐	☐
2	生活マナーやゴミ出しのルール等について、定期的に指導を行っている。	☐	☐
3	在留資格の取得や更新、住民登録手続きについて、書類記入や必要書類の準備に関する支援を行っている。	☐	☐
4	電気、ガス、水道、税金等の支払いや銀行口座開設に関する支援を行っている。	☐	☐
5	外国人従業員及びその家族に対して、子どもの保育や教育、医療や介護等の情報提供を行い、必要に応じて、同行や手続き等の支援を行っている。	☐	☐
6	運転免許証の切り替えや取得手続きを支援している。	☐	☐
7	現物支給（米、野菜等）や自家菜園ができるように畑を提供する等の支援を行っている。	☐	☐
8	高知県の防災アプリをインストールさせる等、防災対策を行っている。	☐	☐

住環境の整備等		実施	未実施
9	【必須】個室の居住スペースを確保している。 （カーテン等による間仕切りも含む）	☐	☐
10	社員寮の整備や借り上げ社宅（事業者が契約した賃貸物件を貸し出す）等、住居を提供している。	☐	☐
11	賃貸物件の契約手続きの支援を行っている。	☐	☐
12	事業者が賃貸物件の家主や不動産業者と連絡が取れる体制をとっている。	☐	☐
13	住居にWi-Fi環境を事業者が整備している。	☐	☐
14	住居にエアコン等の冷暖房設備を事業者が整備している。	☐	☐
15	住居に洋式トイレを事業者が整備している。	☐	☐
16	通勤や移動用として、バイク等を無償で貸与している。	☐	☐

困りごとへの対応		実施	未実施
17	【必須】外国人従業員が困った時等、いつでも連絡（電話、メール、SNS 等）が取れる体制を整備している。	☐	☐
18	通訳者の配置や翻訳機の導入等により、外国人従業員と日本人従業員がコミュニケーションを取りやすい体制を整備している。	☐	☐

地域との交流等		実施	未実施
19	【必須】スポーツや文化活動に参加できるよう、情報提供や手続きの支援等を行っている。	☐	☐
20	地域との交流行事への参加等、積極的に行事に参加できるように支援を行っている。	☐	☐
21	定期的に商業施設等へ送迎を行う等、余暇を楽しむ支援を行っている。	☐	☐

《働きやすい環境づくり》

業務内容の分かりやすい説明等		実施	未実施
22	【必須】業務における事業者が行った指導や支援について、外国人従業員が十分理解できるまで、定期的に声かけや確認を行っている。	☐	☐
23	雇用時に外国人従業員が理解できる方法（例：英語や母語、やさしい日本語、動画等）により、業務内容や社内規定、作業マニュアル等の説明を行っている。	☐	☐
24	会議や打ち合わせを行う場合、資料の翻訳や日本語のルビ振りのほか、発言の機会を意識して作る等の工夫をして、議論に参加できるように努めている。	☐	☐
25	メンター制度（先輩従業員とのペアによる支援制度）を導入している。	☐	☐

評価制度の導入等		実施	未実施
26	【必須】勤務年数や業務実績等に応じて昇給する制度の導入や、賞与や一時金等を支給している。（事業者負担による食事会の開催等含む）	☐	☐
27	雇用開始時に昇給や昇進等の説明を行う等、外国人従業員のモチベーションを向上させている。	☐	☐
28	外国人従業員がキャリアアップできる制度を導入している。	☐	☐

相談体制等		実施	未実施
29	【必須】宗教や慣習の違いに配慮が必要なこと等、外国人従業員に確認するとともに、日本人従業員にも理解を促している。	☐	☐
30	個別面談を年 1 回以上行い、業務や生活面での困りごとをヒアリングし、問題解決や改善を行っている。	☐	☐
31	業務内容や職場での人間関係等を気軽に相談できる体制を整備している。	☐	☐

受入環境の整備		実施	未実施
32	【必須】日本人従業員を含めた従業員同士による懇親会等の交流機会を設けている。	☐	☐
33	外国人従業員の受け入れ・育成に関するマニュアルやガイドラインを作成し、経営陣や人事・育成担当者に対して研修を行っている。	☐	☐
34	日本人従業員に対して、外国人従業員とのコミュニケーションを円滑にするために、語学研修（「やさしい日本語」を含む）を行っている。	☐	☐
35	外国人従業員に対して、日本や地域の文化を理解してもらうための情報や資料を提供している。	☐	☐
36	外国人従業員の母国の風習に合わせた休暇や休憩時間の取得に配慮している。	☐	☐
37	帰省等に対応するための長期休暇制度を設けている。	☐	☐
38	一時帰国（帰省等）する際に、渡航費の一部を支給している。	☐	☐
39	外国人従業員の母国を訪問し、生活環境の調査等を行い、働きやすい職場の整備に活かしている。	☐	☐

《学びやすい環境づくり》

学習環境の整備		実施	未実施
40	【必須】日本語学習やスキルアップ（技能試験等）のための情報提供や教材の無償提供（貸与）を行っている。	☐	☐
41	勤務時間内に、研修等の一環として、日本語教育を行っている。	☐	☐
42	地域の日本語教室等の日本語学習に関する情報提供を行っている。	☐	☐
43	日本語能力試験の合格や資格取得に対して、昇給や手当の支給を行っている。	☐	☐
44	資格試験を受験する際に、交通費を支給している。	☐	☐

《その他の独自の取り組み》

※「その他の独自の取り組み」については、県の審査に基づき、1項目につき1点が加算されます。

【暮らしやすい環境づくり】（加点は2点まで）	
(例) 運転免許証の取得費用の一部を支給している。 家具や家電を支給している。	
【働きやすい環境づくり】（加点は2点まで）	
(例) ・外国人従業員の心情や悩み等を把握するために、交換日記を行っている。 ・外国人従業員を夫婦で受け入れている。	
【学びやすい環境づくり】（加点は2点まで）	
(例) ・自習や勉強会を行うため、事業所の部屋を提供している。	

【認証基準】（1項目につき1点）

- ・ 1つ星：評価点数 30～34 点
- ・ 2つ星：評価点数 35～39 点
- ・ 3つ星：評価点数 40 点以上

こうち外国人材優良サポート事業者 認証書



（事業者名） 様

こうち外国人材優良サポート事業者認証制度実施要綱第6条の規定により
こうち外国人材優良サポート事業者として認証します。

認証番号	第	号			
認証期間	令和	年	月	日	から
	令和	年	月	日	まで

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 印

こうち外国人材優良サポート事業者認証変更届出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所 在 地
名 称
代表者役職・氏名

こうち外国人材優良サポート事業者認証制度実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請内容の変更を届け出します。

記

- 1 認証番号 第 号
- 2 認証年月日 令和 年 月 日
- 3 変更内容

変更前（記入例）	変更後（記入例）
（代表者氏名） 代表取締役 ○○ ○○	（代表者氏名） 代表取締役 △△ △△

※変更事項の確認できる書類を添付すること。（写し可）
※個人事業主の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のいずれかの写し。
※法人等の場合は、履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）、企業パンフレット、公式ホームページ等の写し。